

各都道府県水道行政担当部（局）  
各厚生労働大臣認可水道事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

指定給水装置工事事業者の指定基準の変更について

水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年6月14日に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号。以下「改正法」という。）が別紙1のとおり公布されました。

改正法は、別紙2のとおり、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるものです。

水道法においても、指定給水装置工事事業者の指定基準に関して、第25条の3第1項第3号イにおいて成年被後見人等に関する欠格事項があるところ、改正法第86条において、以下の表のとおり改正され、令和元年9月14日より施行されます。

改正後の水道法	改正前の水道法
第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 一・二 （略） 三 次のいずれにも該当しない者であること。 <u>イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</u> <u>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> ハ～ホ （略） ニ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの 2 （略）	第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 一・二 （略） 三 次のいずれにも該当しない者であること。 <u>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u> （新設） ロ～ニ （略） ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの 2 （略）

水道法第25条の3第1項第3号イの厚生労働省令で定めるものについては、現在水道法施行規則の改正に向けた作業を実施中ではありますが、別紙3のとおり「精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定する方向で調整中です。

指定給水工事事業者は水道事業者が指定するものであり、その手続きは水道事業者が行うものであること

から、今般、改正法の施行に向けて必要な準備作業に支障が生じることがないように、改正内容について事前に情報提供するものです。なお、水道法施行規則の改正に関しては、別途通知しますので、ご承知置きください。

また、都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等への情報提供を併せてお願い申し上げます。

問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

大桶、小林

電話 03-5253-1111 内線 4024、4034